

4 三原市男女共同参画計画策定懇話会要綱

平成17年8月1日
要綱第229号

(設置)

第1条 三原市における男女共同参画社会実現に向けて、幅広く意見を求めるため、三原市男女共同参画計画策定のため、市長の私的諮問機関として三原市男女共同参画計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三原市男女共同参画計画策定に関する事項。
- (2) 意識調査結果の分析検討に関する事項。
- (3) その他懇話会が必要と認める事項に関する事項。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内をもって組織し、委員は市長が依頼する。

- 2 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、懇話会を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇話会は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、懇話会の委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 第2条の所掌事務のうち、計画策定に関する事項を調査研究するため、作業部会委員を置く。

- 2 作業部会は、懇話会の委員をもって組織する。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会青少年女性課において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

三原市男女共同参画計画策定懇話会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

任期：平成17(2005)年10月26日～平成19(2007)年3月31日

氏名	所属・役職名	備考
◎ 正保 正恵	福山市立女子短期大学 助教授	学識経験者
○ 長谷部 隆一	地域生活支援センター「さ・ポート」 施設長	学識経験者
森宗 千加	英語講師	学識経験者
元廣 賢吾	三原市小中学校長会 代表	関係団体代表
○ 吉原 宏人	三原商工会議所 専務理事	関係団体代表
門廣 真弓	三原公共職業安定所 管理課長	関係団体代表
田尾 敏範	(社)三原青年会議所 理事長	関係団体代表
坂本 和子	みはらウィメンズネットワーク 会長	関係団体代表
安田 真一	三原市勤労青少年ホーム利用者会 会長	関係団体代表
斎藤 佐代子	みらい子育てネット・みはら 代表	関係団体代表
玉浦 清司	三原市PTA連合会 監事	関係団体代表
松原 光則	公募(大和)	地域有識者
松本 貴子	公募(三原)	地域有識者
西原 典子	公募(本郷)	地域有識者
中川 令子	公募(久井)	地域有識者

三原市男女共同参画計画作業部会委員名簿

氏名	所属・役職名	備考
◎ 正保 正恵	福山市立女子短期大学 助教授	学識経験者
○ 吉原 宏人	三原商工会議所 専務理事	関係団体代表
長谷部 隆一	地域生活支援センター「さ・ポート」 施設長	学識経験者
斎藤 佐代子	みらい子育てネット・みはら 代表	関係団体代表
松本 貴子	公募(三原)	地域有識者

5 三原市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年8月1日
要綱第230号

(設置)

第1条 三原市における男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的かつ体系的に推進するため、三原市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び当該計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する総合的推進に関すること。
- (3) その他目標達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、担当助役をもって充て、本部を統括する。
- 3 副本部長は、教育長をもって充て、本部長を補佐するとともに本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、部長級の職にある者をもって充てる。

(推進委員会の設置)

第4条 推進本部に、男女共同参画社会実現のための啓発、推進、連絡調整に関する事項並びに推進本部で決定した事項の実施に関することを協議するため、推進委員会を置く。

- 2 推進委員会の委員長は教育次長、副委員長は企画課長をもって充てる。
- 3 推進委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 推進委員会に、専門部会を設けることができる。
- 5 専門部会は、推進委員及び本部長が指定する係長の職にある者をもってこれに充てる。

(運営)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、青少年女性課内に置く。
- 3 事務局長は、青少年女性課長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

別表(第4条関係)

総務企画部	総務課長	職員課長	秘書広報課長
	企画課長		
地域振興部	地域振興課長		
本郷支所	地域調整課長		
久井支所	地域調整課長		
大和支所	地域調整課長		
財務部	財政課長		
保健福祉部	保健福祉課長	社会福祉課長	高齢者福祉課長
	児童保育課長	子育て支援課長	
生活環境部	市民課長	人権推進課長	
経済部	商工振興課長	農林水産課長	
建設部	土木管理課長		
都市部	都市計画課長	建築課長	
教育委員会	教育振興課長	学校教育課長	スポーツ振興課長
	生涯学習課長	中央図書館長	青少年女性課長
消防本部	総務課長		
水道局	業務課長		
交通局	営業管理課長		

